

クラウドサービス利用約款 (AWS)

本約款は、お客様（以下「甲」という。）と株式会社電通総研（以下「乙」という。）との間において、本約款を直接又は間接的に参照した契約（以下「本契約」という。）が締結された場合、本契約の対象となるクラウドサービスに適用されるものとし、甲は本約款に従いクラウドサービスを利用するものとします。なお、本約款と本契約の間に矛盾がある場合には、本契約が優先するものとします。

第1条（契約の成立）

本契約は、本件サービスの利用を目的とした甲から乙に対して発行される所定の注文書に対し、乙が注文請書を発行した時、又は甲乙間において契約書を締結した時（電磁的記録による電子承認の場合も含む。）に成立するものとします。

第2条（定義）

- 「提供元」とは、本件サービスの提供元であるAmazonウェブサービスジャパン合同会社を意味します。
- 「本件サービス」とは、本契約に記載される契約対象サービスであり、提供元より提供されるクラウドサービスを意味します。なお、本件サービスの詳細は、サービス仕様書のとおりとします。
- 「本件サポート」とは、サービス仕様書（第4項に定義）に従い乙又は提供元より提供される、本件サービスの仕様又は障害等に関する問い合わせ対応等の本件サービスに付随するサポートサービスを意味します。
- 「サービス仕様書」とは、乙より甲に別途提供される、本件サービスの概要及び本件サポートの諸条件を記載した仕様書を意味します。
- 「サービス期間」とは、本契約に記載される本件サービスの利用期間を意味します。
- 「AWS顧客契約」とは、提供元が本件サービスの利用条件及び保証条件等を定めた最新の「AWSカスタマーアグリーメント」（<https://aws.amazon.com/jp/agreement/>、又はその後継サイトに掲載）を意味します。なお、提供元によりAWS顧客契約が改定された場合には、改定後のAWS顧客契約が適用されるものとします。
- 「ECAM」とは、本件サービスの提供形態のうち、甲が本件サービスのアカウントを所有し、利用する形態（End Customer Account Model）を意味します。
- 「SPAM」とは、本件サービスの提供形態のうち、乙が本件サービスのアカウントを所有し、甲による利用に供する形態（Solution Provider Account Model）を意味します。
- 「アカウント情報」とは、本件サービスを利用する際に必要となる、ユーザアカウント及びユーザ名、並びに、それらに対応するパスワード、パスフレーズ及び秘密鍵ユーザアカウント等及びパスワード等を総称した情報を意味します。
- 「サービス利用料」とは、本件サービスの利用料を意味します。

第3条（本件サービスの利用）

- 乙による本件サービスの提供形態（ECAM又はSPAM）は、本契約に定めるとおりとします。甲は、その提供形態に応じて適用される以下の利用条件及びサービス仕様書に従い、本件サービスを利用できるものとします。

（1）提供形態がECAMの場合の利用条件

本件サービスの利用及び保証等（支払条件を除く。）については、AWS顧客契約又は甲と提供元間において合意した契約書の条件が、甲と提供元間において直接適用されるものとします。

（2）提供形態がSPAMの場合の利用条件

本件サービスの利用及び保証等（支払条件を除く。）については、AWS顧客契約の当事者の表記を「AWS」から乙に読み替えたうえで、甲乙間において適用されるものとし、本約款とAWS顧客契約の間に矛盾する定めがある場合には、本約款の定めが優先して適用されるものとします。

- 甲は、アカウント情報を責任をもって管理するものとし、乙は甲のアカウント情報の管理について一切の責任を負わないものとします。
- 乙は、甲のアカウント情報が第三者に使用されたことによって甲が被る損害については、甲の過失の有無を問わず一切責任を負いません。なお、甲のアカウント情報を用いて行われた本件サービスの利用は、全て甲により行われた行為とみなし、甲はその利用についての料金等その他一切の債務を負うものとします。

4. 前項により乙が損害を被った場合、甲は当該損害を補填するものとします。但し、乙の故意又は過失によりアカウント情報が第三者に利用された場合はこの限りではありません。
5. 甲が本件サービスを利用することにより甲と第三者との間で生じた紛争等については甲が自己の責任と費用で解決するものとし、乙は一切責任を負わないものとします。
6. 乙は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、甲への事前の通知又は承諾を要することなく、本件サービスの提供を中止することができるものとします。
 - (1) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
 - (2) 第9条第1項に定める不可抗力により本件サービスを提供できないと乙が判断した場合
7. 乙は、甲がサービス利用料の未払いその他本契約に違反した場合には、甲への事前の通知又は催告を要することなく、本件サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
8. 乙は、前二項に定める事由のいずれかにより本件サービスを提供できなかつたことに関して甲又は第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。
9. 乙は、本件サービス終了後、甲の入力データを削除することができるものとします。本件サービス終了後は、甲の入力データについて、その保管、削除、バックアップ等に関して甲又は第三者に生じた損害につき一切の責任を負わないものとします。

第4条（サポートサービス）

1. 甲は、サービス期間中、サービス仕様書に従い、本件サポートを乙より受ける権利を有します。
2. 以下の各号のいずれかに該当する場合には、乙は本件サポートを提供する義務を負いません。
 - (1) ハードウェア、ネットワーク若しくは提供元以外のソフトウェアの障害等、又は甲の利用するシステムが所定のシステム要件を満たさないことに起因し、本件サービスが利用できない場合
 - (2) 甲又は第三者の責めに帰すべき事由、又は天災地変により本件サービスに障害が生じた場合

第5条（守秘義務）

甲及び乙は、本契約の有効期間中であると否とを問わず、本契約に関連して知り得た相手方の営業秘密を自己の営業秘密に対して扱うと同等の注意義務をもって管理し、相手方の書面による承諾なくして第三者に開示しないものとします。

第6条（責任の範囲）

1. 乙の甲に対する損害賠償責任は、請求原因の如何を問わず、当該損害賠償責任を負うべき事態の発生した直前12か月間に、本契約に基づき乙が甲より受領したサービス料金総額を限度とし、乙の責めに帰すべき事由により直接の結果として甲が現実に被った通常の損害（逸失利益、及び第三者から甲に対する請求に基づく損害は含まれない。）を賠償することに限られます。
2. 前項による責任の制限は、乙の故意又は重過失による場合及び乙のみの責めに帰すべき事由により発生した人身傷害に対する賠償責任には適用されません。

第7条（有効期間及び解約）

1. 本契約の有効期間は、本約款により解約されない限り、本契約に定めるサービス期間のとおりとします。
2. 甲又は乙は、相手方に次の各号に定める事由の一が生じたときは、何らの催告を要せず、本契約を解約することができます。
 - (1) 支払の停止があったとき、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、特別清算手続開始、民事再生手続開始、若しくは会社更生開始の申立があったとき
 - (2) 手形又は小切手が不渡りとなったとき
 - (3) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (4) 本契約に違反し、相当期間内に改善されないとき
3. 甲は乙に対し、30日前までに通知することにより、本契約を解約することができます。この場合、甲はサービス利用料の既支払分の返還を請求し得ないものとし、未支払分のサービス利用料がある場合には、これを直ちに乙に支払うものとします。なお、甲が本件サービスのうち、一定期間を定めて利用する形態のサービス（Reserved Instances、Savings Plans を含むがこれらに限らない。）を利用している場合には、同サービスに係る残存期間分のサービス利用料についても、解約時に一括で支払うものとします。
4. 甲は、本件サービスを利用しないことが明らかとなったときは、乙に対し速やかに前項の通知をすることにより、本契約を解約するものとします。
5. 提供元により本件サービスが中止された場合、乙は、書面にて甲に通知することにより本契約を將

来に向かって解約することができるものとします。この場合の乙の責任は、乙が甲から本契約に基づき受領した契約金額のうち、未履行の期間分に相当する金額を払い戻すことに限られ、その他の責任には問われないものとします。

第8条（本約款の変更）

1. 乙は、本約款及びサービス仕様書について、必要に応じて全部又は一部を変更する場合があります。この場合、変更が甲を含む本件サービスの利用者の一般の利益に適合し、又は変更が本約款の目的に反せず、変更の必要性及び変更後の内容の相当性等の事情に照らして合理的なものと認められる場合には、変更後の本約款及びサービス仕様書並びに効力発生日について、事前に乙が運営するウェブサイトその他乙が提供する手段により通知することにより、本約款及びサービス仕様書を変更することができるものとします。
2. 本約款及びサービス仕様書の変更が前項の要件を満たさない場合には、変更後の本約款及びサービス仕様書の適用について、甲の同意を得るものとします。

第9条（一般条項）

1. 天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、疫病、感染症、法令の制定・改廃・公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、サイバー攻撃、その他自らの責めに帰することができない事由（以下「不可抗力」という。）による本契約の全部又は一部（金銭債務を除く。）の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者も責任を負わないものとします。但し、不可抗力により影響を受けた当事者は、当該不可抗力の発生を速やかに相手方に通知するとともに、その費用負担等につき協議の上、復旧に向けて誠意をもって努力するものとします。
2. 甲は本契約に基づく権利及び義務を、乙の書面による承諾なく第三者へ譲渡若しくは承継し、又は本件サービスの再販をしてはならないものとします。乙は、自らの責任において本件サポートの提供を第三者に再委託することができるものとします。この場合、乙は当該第三者には第5条に規定される乙の守秘義務と同等の守秘義務を負わせるものとします。
3. 甲及び乙は、本契約成立日時点において、互いに相手方に対し、自己若しくは自己の役員又は経営に実質的に関与している使用人が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業又はその関係者、その他反社会的勢力（以下総称して「暴力団等」という。）ではないこと及び暴力団等の維持又は運営に協力又は関与していないこと、並びに自己の経営に暴力団等が関与していないことを表明し、保証します。
4. 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに定める事由に該当する場合、相手方に対する何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解約することができるものとします。
 - (1) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、名誉・信用の毀損、暴力的行為、詐欺、脅迫的言辞、業務妨害行為、不当要求行為等の行為をした場合
 - (2) 役員又は経営に実質的に関与している使用人が、暴力団等であることが判明した場合又は暴力団等の維持又は運営に協力若しくは関与していることが判明した場合、あるいは自己の経営に暴力団等が関与していることが判明した場合
5. 前項に基づき解約をした当事者は、当該解約により相手方に損害が生じても、これによる損害賠償責任を一切負わないものとします。
6. 本契約は、本件サービスの利用に関する甲乙間の唯一の合意を構成します。本契約の締結の前後を問わず、甲乙間で本契約と異なる合意がなされた場合においても、当該合意が本契約を明確に特定した書面にて証されない限り、当該合意は何ら効力をもたないものとします。
7. 本契約に関して疑義が生じた場合、甲及び乙は信義誠実の原則に従い協議の上、円満に解決を図るものとします。
8. 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上